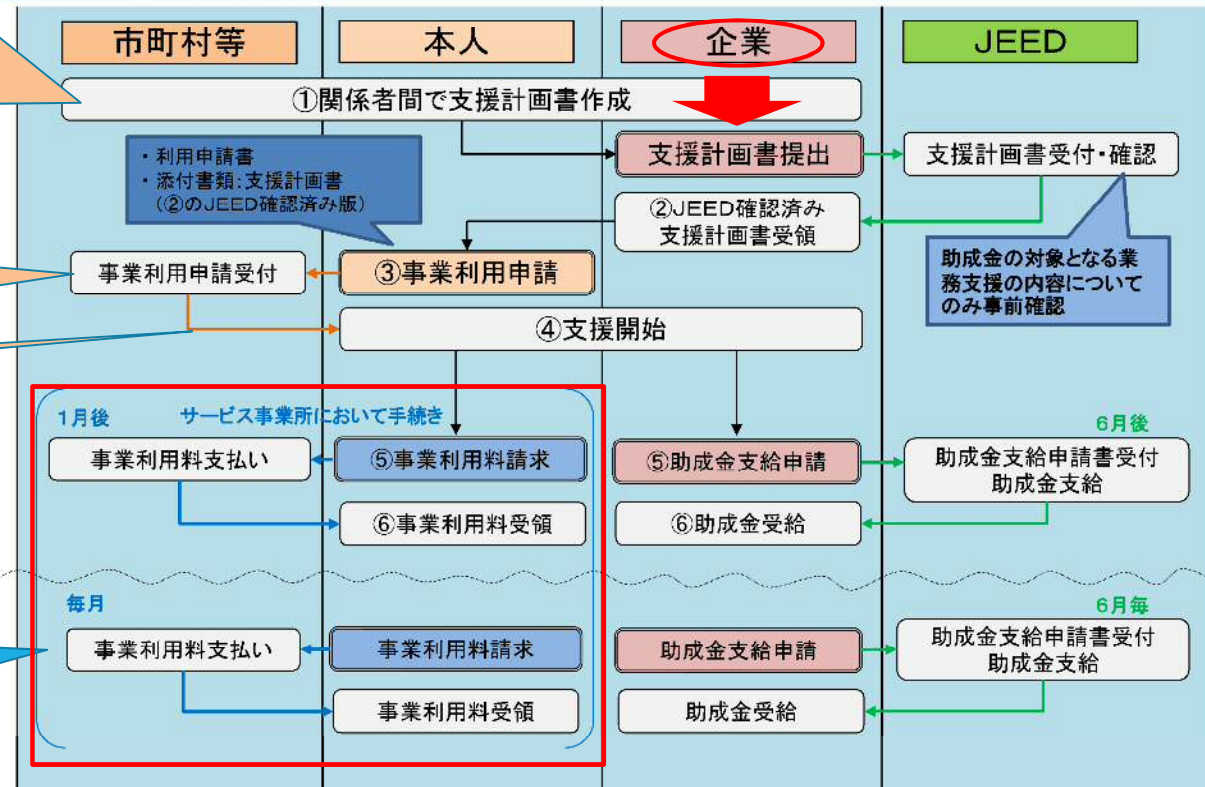


利用の流れ（民間企業勤務・職場介助）

別紙2 実施フロー

事業の実施フロー I（民間企業勤務・職場介助）

- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）にて支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、事業の利用申請(③)し、事業利用開始(④)
- サービス事業所→市町村等に対して事業利用料請求(代理受領)と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い
企業→JEEDに対して助成金の支給申請とJEED→企業に対して助成金の支給(⑤⑥)



【関係者】

- ・利用者
- ・企業
- ・指定重度訪問介護事業者
- ・指定特定相談支援事業者 等

【必要に応じて協力】

- ・新潟市障がい者就業支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター

※利用を検討の際は、下記の利用申請先に事前にご相談ください。

【利用申請先】

- ・利用者の居住する区の区役所 健康福祉課 障がい福祉係

利用決定→利用者証の交付

【利用決定の有効期間】

- ・利用開始日から直近の3月末日まで

利用の流れ（民間企業勤務・通勤援助）

【関係者】

- ・利用者
- ・企業
- ・指定重度訪問介護事業者
- ・指定特定相談支援事業者 等

【必要に応じて協力】

- ・新潟市障がい者就業支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター

※利用を検討の際は、下記の利用申請先に事前にご相談ください

【利用申請先】

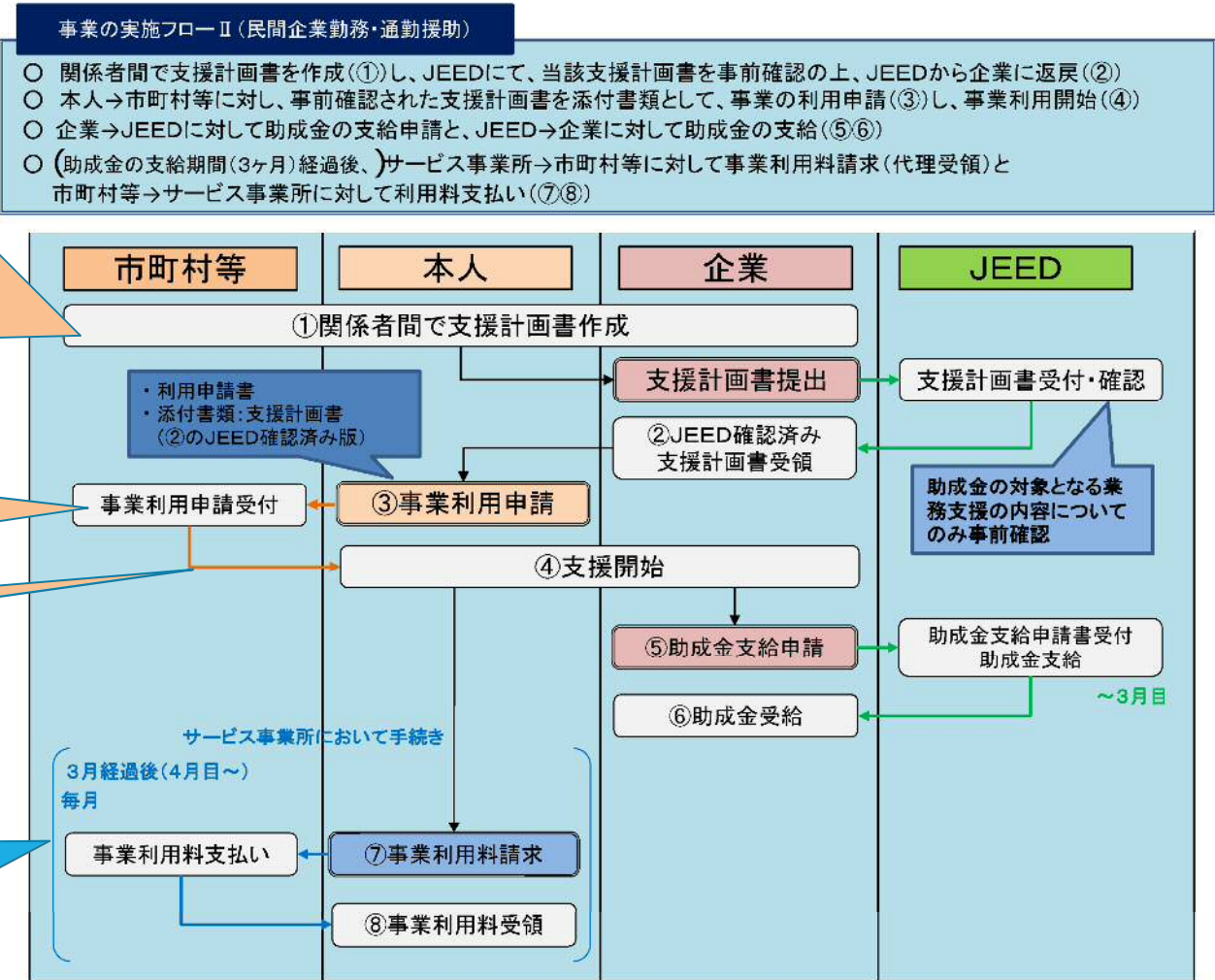
- ・利用者の居住する区の区役所 健康福祉課 障がい福祉係

利用決定→利用者証の交付

【利用決定の有効期間】

- ・利用開始日から直近の3月末日まで

※通勤援助については、各年度3か月は本事業の対象範囲外



利用の流れ（自営業者等の方）

事業の実施フローⅢ（自営業者等）

- 関係者間で支援計画書を作成(①)
- 本人→市町村等に対し、事業の利用申請(②)(支援計画書がある場合は添付書類として添付)し、事業利用開始(③)
- サービス事業所→市町村等に対して事業利用料請求(代理受領)と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い(④⑤)

【関係者】

- ・ 利用者
- ・ 指定重度訪問介護事業者
- ・ 指定特定相談支援事業者 等

※利用を検討の際は、下記の利用申請先に事前にご相談ください

【利用申請先】

- ・ 利用者の居住する区の区役所 健康福祉課 障がい福祉係

利用決定→利用者証の交付

【利用決定の有効期間】

- ・ 利用開始日から直近の3月末日まで

